

コンプライアンス基本規則に関するQ & A

Q1 今、コンプライアンス基本規則を制定するのは何故か

A1 本学において、近年、研究費をめぐる問題など様々なコンプライアンス上の課題が生じており、また、平成22年度を始期とする第2期中期目標・中期計画や総長の新たな将来構想「行動シナリオ」においても、コンプライアンスが、重要な柱の一つとなっていることから、本学におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資するため、コンプライアンス基本規則を制定することとした。

Q2 コンプライアンスに関する「基本となる事項」とは何か。現行の通報等の規定との整合性はどのように考えるのか。(1条)

A2 この規則は、本学のコンプライアンス体制の推進を実施していく際の基本的な事項を定めることを目的とし、この規則を基本として、諸制度や運用体制の整備を行っていくことを予定している。なお、この規則は各規則に対する一般法的な規則として原則的に適用されるものであり、現行の通報等を定めた個別の規則等については、引き続き現状の取扱により実施されることとなる。

Q3 「法令」「本学の規則」「教育研究固有の倫理その他の規範」とはどのような範囲のものを想定しているのか。(2条1号)

A3 この規則では、大学の特殊性から教職員や学生が遵守すべきコンプライアンスの範囲を「教育研究固有の倫理その他の規範」も含めた広義のものとして定義したところである。なお、規則中の「法令」「本学の規則」「教育研究固有の倫理その他の規範」のそれぞれの定義については、以下の意味として整理している。

- ・「法令」国会で議決される法律及び行政機関で制定する政令、省令など
- ・「本学の規則」全学規則（総長裁定を含む）及び各部局で制定される規則（成文化されたもの）など
- ・「教育研究固有の倫理その他の規範」行政機関で作成したガイドラインや学内で制定した指針など成文化されたルール等

Q4 「本学の構成員」とはどの範囲をいうのか。(2条5号)

A4 この規則においては、教職員及び学生のみならず本学のコミュニティの一員として活動する全ての者を本学の構成員として規定している。この考え方については、東大憲章制定時において検討された構成員に関する議論を踏まえ、何らかの契約関係等に基づき、大学の中で活動する者（例えば、経営協議会委員や派遣労働者、研究生、聴講生など）も、この規則の対象とすることとし、広義の構成員として規定したところである。なお、この規則では、教職員や学生以外の者が、ハラスメントなどの被害者となった場合の救済という観点も考慮し、第12条に具体の条項を設けたところである。

Q5 この規則の対象として学生を規定している理由は何か。(3条)

A5 学生については、教職員と異なり教育サービスを受ける主体として就業規則に定める職務専念義務や忠実義務を求められるものではない。しかし、本学の適正な運営を考えた場合、学生についても大学において活動する重要な構成員として、果たすべき責務はあるため、学生も含めた規則とし努力義務の範囲で責務を課しているものである。

Q6 第10条第1項「コンプライアンス事案を把握した場合」とはどのような状態を言

うのか。伝聞のような根拠の希薄な場合でも報告すべきなのか。(10条1項)

A6 教職員については、コンプライアンス事案の報告を責務として求めており、その報告を基に上司、推進責任者は適切な対応を行うことを規定しているものであるため、伝聞のような根拠の希薄なものについても、当該教職員が法令・規則に違反するおそれのある事実と判断するのであれば、その権限の範囲において可能な限り事実関係の確認を行い、報告を行うべきである。しかし、事案によっては、時間の経過により事態が深刻化する場合も考えられることから、状況に応じた適切な報告を心がけてほしい。

Q7 法令・規則に「違反するおそれのある事実」まで含むのは、報告義務の対象として広すぎるのではないか。(10条1項及び3項)

A7 本規則の目的(「健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資すること」)の達成のためには、違反の事実のみならず、「おそれのある事実」をも報告の対象とし、組織として未然の防止措置や初期段階での速やかな対応を行っていくことが必要である。

Q8 ある事実について、報告を要する「コンプライアンス事案」であるのか、誰がどう判断するのか。(10条1項及び3項)

A8 法令・規則への違反が一見明白である場合を除き、個々の事実について、報告を要する「コンプライアンス事案」に該当するかは、①まずはそれを知った教職員・学生が法令・規則違反のおそれの有無を判断し、②次いで報告を受けた上司等がそれを更に吟味・選別し、③「推進責任者」へ報告されるに至って「コンプライアンス事案」として確定することになる。ただし、ハラスメントなど事案の発生が個人の主観に委ねられる性質を有するものについては、被害者となる当事者が報告又は通報を行うことにより、はじめてコンプライアンス事案として確定することになるため、当事者以外の教職員の対応は、慎重に行なわれなければならない。

Q9 相談所など特定の目的で設置された窓口で相談することは、第10条に規定する推進責任者への報告に該当するのか。(10条1項及び3項)

A9 その特性に基づき個別に窓口を設置している機関に対する相談を行うことは、推進責任者への報告や通報窓口への通報に該当しない。

Q10 学生相談所やハラスメント相談所などの相談所の相談員については、相談を受けた事案について第10条に規定する報告を行わなければならないのか。(10条1項及び3項)

A10 「コンプライアンス基本規則の実施に伴う相談所相談員の対応について(了解事項)」(平成23年3月24日 コンプライアンス総括責任者)を参照すること。

Q11 第2項「コンプライアンス事案を知ったとき」とは第1項と比較してどこが違うのか。(10条2項)

A11 学生については、報告を努力義務としていることから、事案の根拠など確認を行う必要はなく、不確定な要素も含め、広く情報を集約するとともに、大学の構成員としての自覚を促す効果も期待し、このように規定したところである。

Q12 教職員は報告を受けたコンプライアンス事案について、全て推進責任者に報告しなければならないのか。(推進責任者は、全てのコンプライアンス事案の報告を受けなければならないのか。)(10条3項)

A12 この規則におけるコンプライアンス事案とは、法令、規則に違反するものとおそれがあるものとして定義している。そのため、法令、規則に違反するものは、日常において上司からの指摘により訂正されるべきレベルのものを除き、推進責任者に報告されることとなる。なお、法令、規則に違反するおそれのある事案については、上司への報告の過程で、事実関係等が明らかになるプロセスにおいて、推進責任者へ報告すべきものかどうか（コンプライアンス事案となるかどうか）精査されていくものと理解している。なお、第10条第4項では推進責任者に対して、コンプライアンス事案のうち重要なものについて制度を所掌する理事に報告する責務を課しているところであり、推進責任者はその責務を実行するために部内での適切な報告機能を整備することも、求められているところである。

Q13 「当該コンプライアンス事案のうち重要なもの」とはどのようなものか。（10条4項）

A13 部局の責任者としての見地から、部局の運営に対して著しい損害、もしくは甚大な影響を及ぼす事態又は大学としての対応が求められる可能性のある事態などがコンプライアンス事案のうち重要なものである。

Q14 「当該コンプライアンス事案のうち重要なもの」とはどのようなものか。（10条5項及び11条2項）

A14 原則として役員としての全学的な見地から大学運営に与える影響等を総合的に勘案し、個別に判断されるものである。例えば、報道機関等の対応を要するものの他、特定の理事に止まらず他の理事の所掌業務に重大な影響を及ぼす問題や部局長や役員などの管理責任が問われる問題などが該当する。

Q15 「前条第1項及び第2項の報告を行わない合理的な理由」とはどのような理由か。（11条1項）

A15 本学のコンプライアンス事案に対する情報伝達の在り方として、短絡的に通報等の手段によるのではなく、日々実施される業務や活動を通じて、コンプライアンス事案として確認されたものが、各部局等の報告・連絡・相談体制の中で上申され、解決されていくことが本来のあるべき仕組みである。しかし、ハラスメントに関する事案など当事者の人権に関わる事案や被報告者が対象の場合については、これらの手続の中で対応することが必ずしも適切でないものがあり、通報の手段により対応していく仕組みを想定しているところである。

Q16 学生のコンプライアンス事案についても「必要に応じて」公表を行うのか。その判断基準は従来と異なるのか。（18条）

A16 学生のコンプライアンス事案については、各部局の判断において教育的配慮に基づきしかるべき対応が行われている。また、学生の懲戒処分について教育的配慮及び二次被害防止等の観点から原則として公表していない従来への対応を変更するものではない。但し、報道対応等が求められるような事案についてはこれまでと同様適切に対応する。

了解事項

このQ&Aについての追加、修正等に関しては、コンプライアンス総括責任者が行うものとし、必要に応じて役員懇談会や科所長会議にも報告を行うものとする。

コンプライアンス基本規則の実施に伴う相談所相談員の対応について（了解事項）

1. 規則適用の際の考え方

コンプライアンス基本規則は、第10条において教職員のコンプライアンス事案の上司や推進責任者への報告の義務について規定している。この報告義務は、すべての教職員に及ぶものであるが、各種相談所の相談業務に関わっては、相談内容の秘密を守ることが求められている職務の特殊性を十分に配慮し、その適正かつ円滑な業務の遂行が妨げられることのないよう、慎重に扱われる必要がある。

相談員については、相談の過程においてコンプライアンス事案の疑いがある情報を得たとしても、他の教職員の場合と異なり、職務上、その事実関係を確認する責務を負うものではなく、また、事案の申し立ては相談員ではなく申立人自身の判断に委ねられている相談業務の性格からも、それをコンプライアンス事案として報告する義務は生じない。したがって、当該報告義務によって、相談員の業務の一般的な在り方に影響を生ずる事態は想定していない。

ただし、生命・身体に危害が及ぶおそれがある事案など、相談者本人の同意がなくても、相談員が適切な責任者へ報告をし、責任者の判断によって関係者への情報提供が行われるのが妥当な場合があることは、従来の相談所の関係規則でも認められているところであり、本規則の趣旨からも適切な処理が望まれる。

なお、以上のような相談員あるいは責任者の個別具体的な判断については、相談業務の専門性・特殊性を踏まえ、十分尊重されなければならないことはもとよりである。

2. 適用の範囲

上記1の適用については、当面、別表に定める相談所に対して適用するものとし、これ以外の組織について疑義が生じた場合には、必要に応じ適用の是非について個別に判断していくものとする。

3. 改定手続

この了解事項を改定する場合には、コンプライアンス総括責任者は、学生相談ネットワーク本部長及びハラスメント相談所長と協議を行うものとする。

別表

学生相談ネットワーク本部
学生相談所
精神保健支援室
コミュニケーション・サポートルーム
なんでも相談コーナー
駒場学生相談所
進学情報センター
ハラスメント相談所
キャリアサポート室
バリアフリー支援室
国際センター相談室
産業医相談窓口
女性研究者相談室
保健健康推進本部
法学部学習相談室
理学系研究科・理学部学生支援室